

過去3年間の最大値 (H22~H24)

番号	項目名	基準値	(最大値) 上水道知清(浄水)			3年間の 最大値	(最大値) 上水道論田(浄水)			3年間の 最大値	上水道内 子地区で の3年間の 最大値	検査回数 (法定)	検査回数 の減	検査計画 (知清)	検査予定 (知清)	検査計画 (論田)	検査予定 (論田)
			H22	H23	H24		H22	H23	H24								
—	色、濁り及び消毒の残留効果	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	一般細菌	100以下/ML以下であること。	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1回/月	不可	—	1回/月	—	1回/月
2	●大腸菌	検出されないこと。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1回/月	不可	—	1回/月	—	1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下であること。	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下であること。	<0.0005	<0.0005	<0.00005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.00005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	1.3	1.2	1.1	1.3	0.45	0.52	0.54	0.54	1.3	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下であること。	0.06	0.08	0.09	0.09	<0.05	0.19	0.06	0.19	0.19	1回/3月	可	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月
13	★ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下であること。	0.07	0.13	0.05	0.13	0.12	0.07	0.04	0.12	0.13	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
15	★1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
16	ジクロロメタン	0.04mg/L以下であること。	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること。	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	0.12	<0.06	<0.07	0.12	0.32	0.4	0.23	0.4	0.4	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
22	★クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	0.007	<0.001	<0.001	0.007	0.023	0.021	0.022	0.023	0.023	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
24	★ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.009	0.008	0.008	0.009	0.009	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	0.003	0.003	0.002	0.003	0.005	0.003	0.003	0.005	0.005	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
26	★臭素酸	0.01mg/L以下であること。	0.003	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。	0.014	0.005	0.005	0.014	0.042	0.034	0.033	0.042	0.042	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
28	★トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	0.005	0.002	0.002	0.005	0.014	0.01	0.009	0.014	0.014	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
30	ブromホルム	0.09mg/L以下であること。	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
31	★ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	0.006	0.006	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
33	★アルミニウム及びその化合物	0.3mg/L以下であること。	<0.02	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下であること。	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下であること。	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下であること。	6.1	7.2	6.7	7.2	6.3	6.1	6.1	6.3	7.2	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。	12.5	10.1	9.2	12.5	9.8	10.7	10	10.7	12.5	1回/月	可	継続的に測定しないので不可	1回/月	継続的に測定しないので不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。	62.2	64.3	59.6	64.3	57.9	52	68.3	68.3	68.3	1回/3月	可	—	1回/3月	—	1回/3月
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。	100	108	10.3	108	97	84	110	110	110	1回/3月	可	—	1回/3月	—	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
42	●ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
43	●2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
44	★非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
45	フェノール類	0.005mg/L以下であること。	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
46	●有機物等(重マンガン法カラム消費量) ◆有機物(全有機炭素(TOC)の量)	10mg/L以下であること。	0.5	0.5	0.6	0.6	0.8	0.8	2.4	2.4	2.4	1回/月	可	継続的に測定しないので不可	1回/月	継続的に測定しないので不可	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.8~7.4	6.7~7.4	6.7~7.4	6.8~7.4	6.9~7.3	7.1~7.6	6.8~7.7	7.1~7.6	7.1~7.6	1回/月	可	継続的に測定しないので不可	1回/月	継続的に測定しないので不可	1回/月
48	味	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	可	継続的に測定しないので不可	1回/月	継続的に測定しないので不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	可	継続的に測定しないので不可	1回/月	継続的に測定しないので不可	1回/月
50	色度	5度以下であること。	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1回/月	可	継続的に測定しないので不可	1回/月	継続的に測定しないので不可	1回/月
51	濁度	2度以下であること。	<0.1	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1回/月	可	継続的に測定しないので不可	1回/月	継続的に測定しないので不可	1回/月